

議案第 25 号

所沢市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定
について

所沢市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を別記の
とおり制定する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

地方自治法の一部改正に伴う会計年度任用職員に対する勤勉手当の新設及び令和 5 年 8 月 7 日の人事院勧告において、国家公務員の在宅勤務等手当の新設が勧告されたことに鑑み、本市の一般職員と同様に、会計年度任用職員についてもこれに準じた改正を行うため、本案を提案するものである。

所沢市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

所沢市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第8項中「特殊勤務手当」を「在宅勤務等手当、特殊勤務手当」に改め、同条第9項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第4条（見出しを含む。）中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第6条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第7条第1項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第4項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加え、同条第5項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（所沢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 所沢市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。